

関西広域連合
道州制のあり方研究会

道州制における地方税財政制度

平成25年11月18日

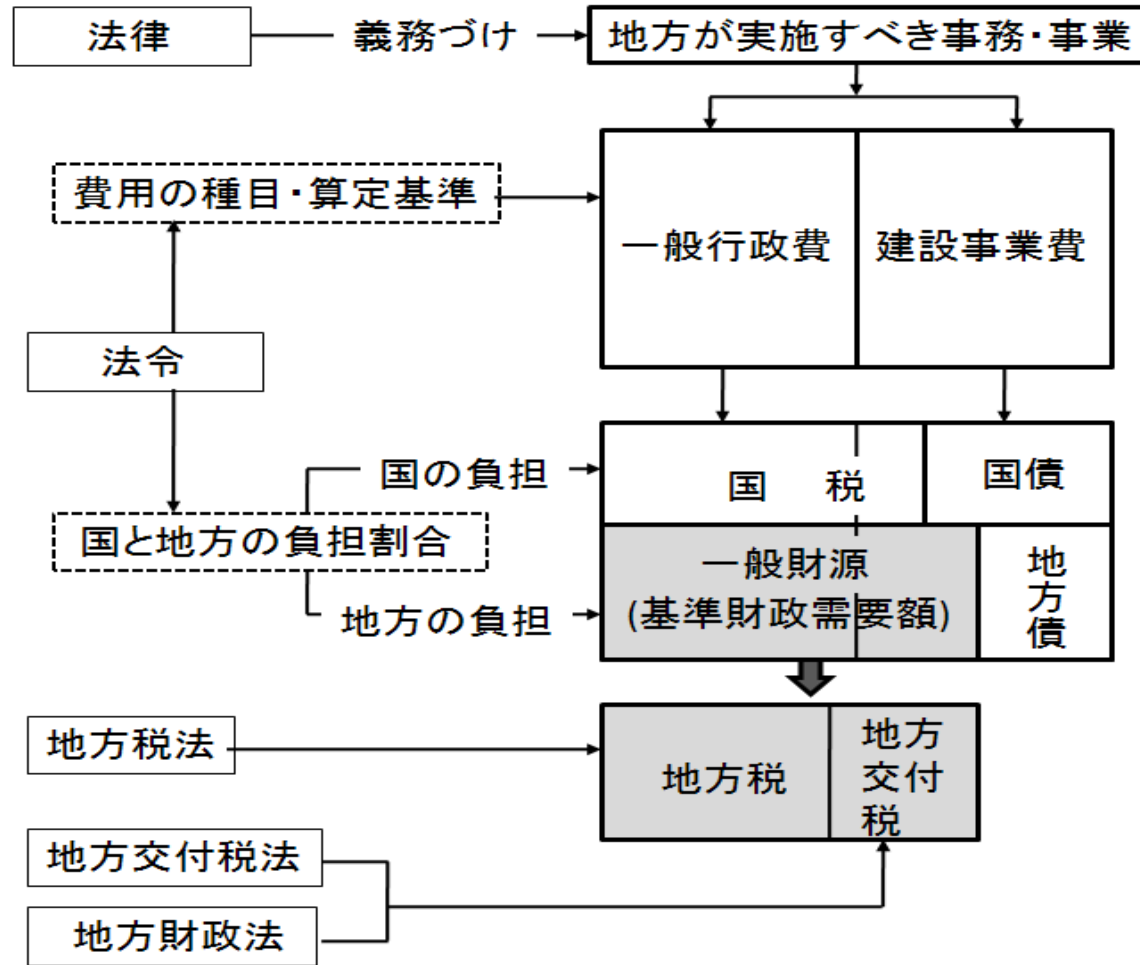
関西学院大学

林宜嗣

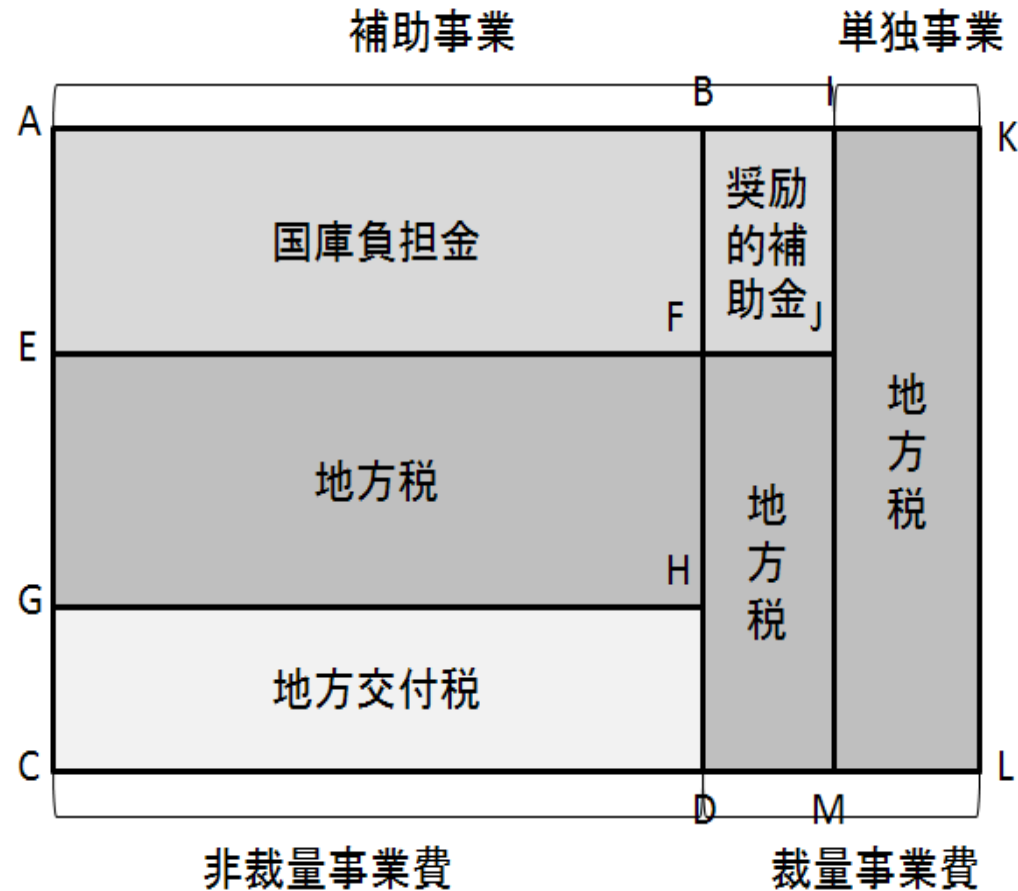


KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY

I 現行の地方税財政システム



Ⅱ 地方税財政改革はシステム全体を見通す必要あり



地方税財政制度は、自治体行政の「財源調達」という一側面にすぎない

どのような役割を担い、そのために必要な費用はどの程度かを決めずに財源調達を論ずると、「原則論」の域を出ることはできない。

- 州の自治を尊重するためにも、できるかぎり自主財源(税)で財源を賄うべき。
- その際、税は安定的、応益的、普遍的等(地方税原則)な特徴を備えるべき。
- それでも地域間格差が生じる場合には、財政調整で格差是正を行うべき。
- 財政調整は地方分権的な「水平的財政調整」が望ましい。

これでは具体的な制度設計を行えない。
制度設計には量的分析(シミュレーション)が不可欠。

Ⅲ 具体的な制度設計を行うために先決すべき論点

論点Ⅰ：州はどのような役割を担うべきか？

◆国と地方の税源配分と機能配分はセットで

ねらいは単にマクロベースで地方の歳出と税収を一致させることではなく、「受益」と「負担」を一致させること。

税体系、地方税の構造も受益を考慮したものになるべき。

その際、役割として、企画立案(意思決定)機能としてとらえるべき。実施主体としてであれば、歳出の自由度はなく、したがって、財源は税でなくても良い。

論点Ⅱ：国と地方（州）の関係をどうするのか？

財政の本来の姿は「量出制入」：国の財政はそうになっている。
しかし、地方財政の現状は「事務・事業の義務付け」+「量入制出」

「融合型」から「分離型」に変更するのか？

政策目標（例えば、外国人観光客を増やす）を実現することを考えてみる。

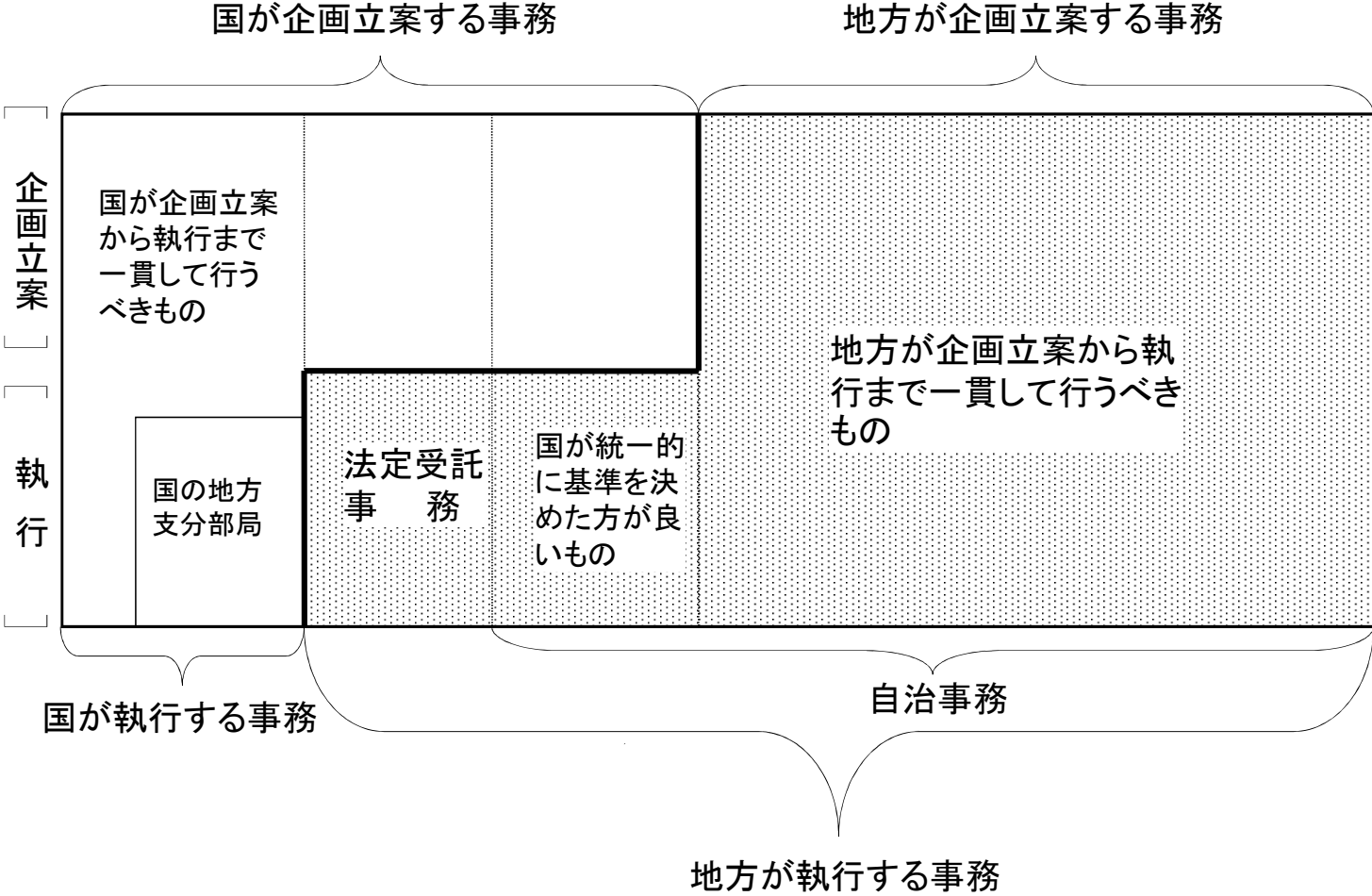
観光産業の主役は民間、公共部門は環境整備

環境整備は国、広域自治体、基礎自治体がそれぞれ最も適した役割を担うべき（他の行政分野も同様）。

国が担う役割は、国自らが実施するのか？地方との契約を結んで地方が国に代わって実施するのか？

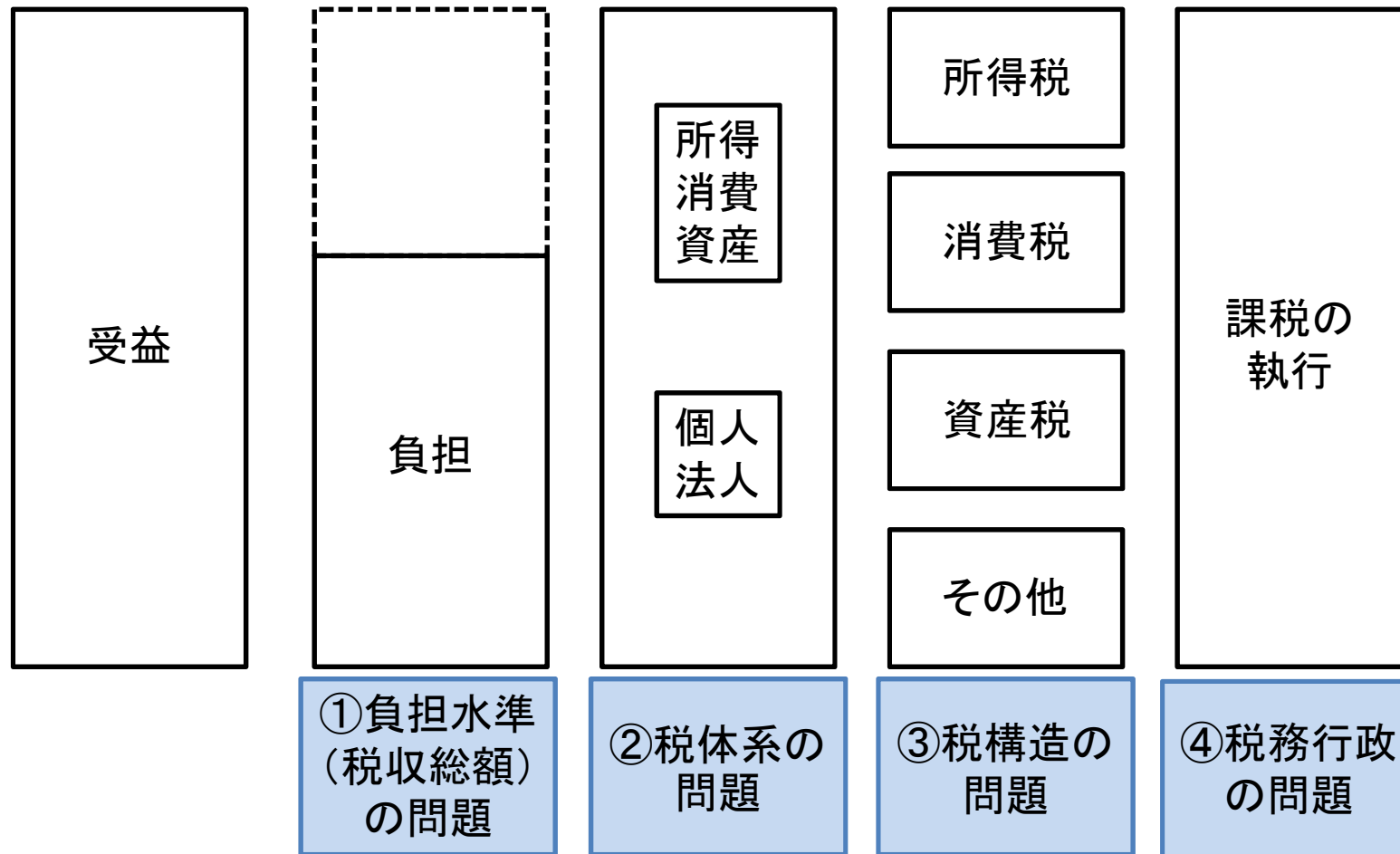
これによって、財源調達のある方は違ってくる。

国と地方の関係(望ましい姿)



国の仕事を地方が肩代わりするときは、「契約」によるべき。

論点Ⅲ：地方税改革といっても複数の段階がある



どの段階の改革を実現しようとしているのかを明確に。

論点Ⅳ：税収格差の是正は税制改革の目標か？

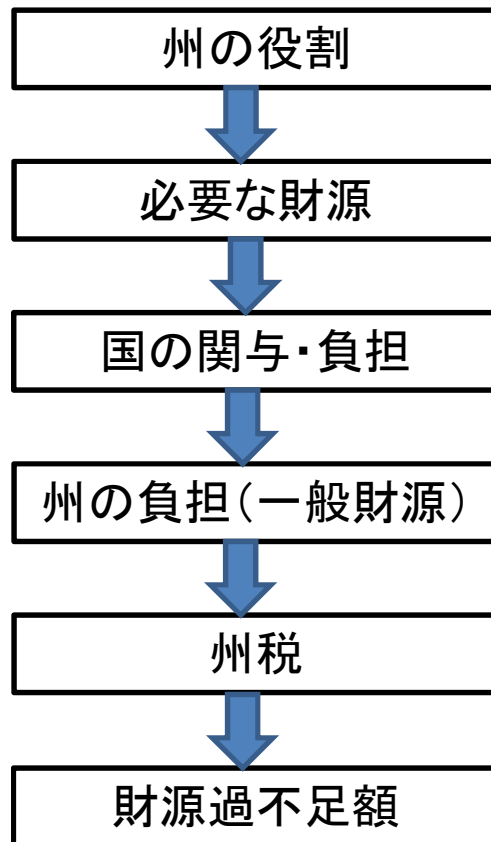
実態経済の格差拡大は法人二税の格差拡大に直結
 格差是正のためには、分割基準の操作が必要。
 現行課税制度を残したままで分割基準を操作するのは限界。

都道府県別に見た人口と労働力人口の将来予測増減率
 (2010～35) (単位:%)

	人口増減率			人口増減率			人口増減率	
	総人口	労働力		総人口	労働力		総人口	労働力
北海道	-21.6	-33.2	石川県	-18.2	-27.9	岡山県	-14.3	-22.5
青森県	-26.9	-38.8	福井県	-17.8	-26.5	広島県	-16.8	-26.6
岩手県	-24.9	-34.8	山梨県	-16.5	-25.7	山口県	-26.1	-35.7
宮城県	-16.0	-26.0	長野県	-19.4	-27.9	徳島県	-23.2	-32.4
秋田県	-31.7	-42.9	岐阜県	-16.4	-25.7	香川県	-20.8	-30.8
山形県	-23.9	-32.3	静岡県	-14.5	-25.4	愛媛県	-23.2	-32.9
福島県	-21.1	-30.5	愛知県	-3.6	-12.5	高知県	-25.1	-33.6
茨城県	-17.6	-29.0	三重県	-14.3	-22.9	福岡県	-12.1	-21.6
栃木県	-13.5	-24.0	滋賀県	-2.8	-10.9	佐賀県	-17.8	-26.2
群馬県	-16.1	-25.9	京都府	-14.1	-23.3	長崎県	-24.5	-34.4
埼玉県	-11.3	-24.2	大阪府	-16.3	-27.2	熊本県	-18.0	-27.2
千葉県	-9.2	-22.6	兵庫県	-14.2	-24.8	大分県	-19.8	-28.8
東京都	0.9	-9.1	奈良県	-22.3	-33.9	宮崎県	-20.9	-31.7
神奈川県	-3.0	-14.7	和歌山県	-28.8	-38.5	鹿児島県	-20.8	-29.4
新潟県	-22.9	-32.3	鳥取県	-18.5	-25.9	沖縄県	4.4	-2.8
富山県	-20.9	-30.8	島根県	-25.3	-33.1	全国	-13.4	-23.5

資料) 国立社会保障・人口問題研究所(07年5月推計)
 労働力人口は社人研の年齢階級別人口予測から林が推計。

論点 V : 財政調整は最終結果として答えが出るもの



財源保障すべき行政水準は？

標準行政

ミニマム行政: ミニマムを超える部分には財政力格差の影響が及ぶ。

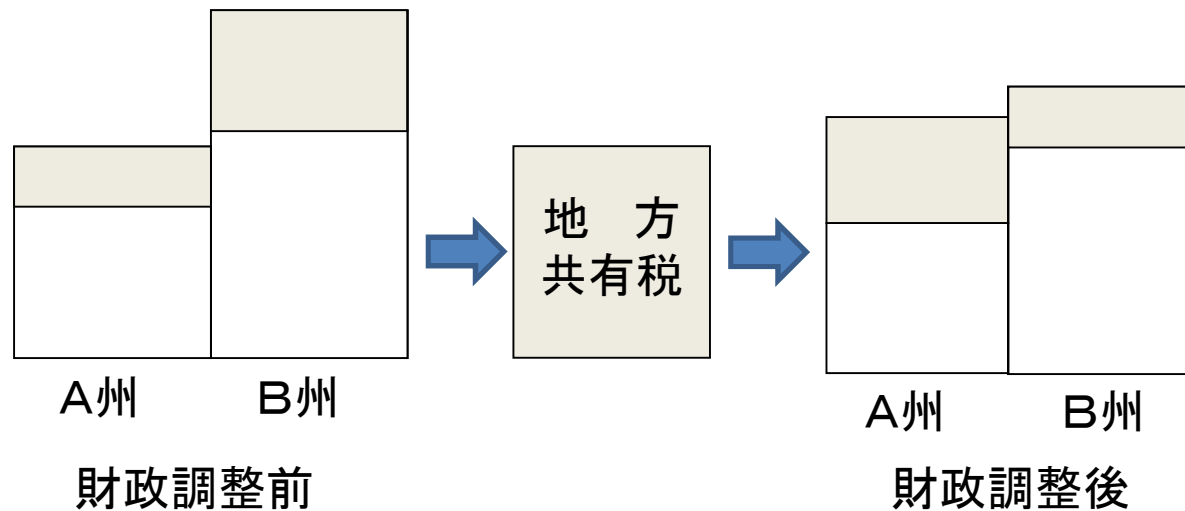
「税收格差のみを是正すべき」という主張は正しいのか？

どの水準で調整(均等化)するかは、結局、行政サービス水準によって決まる。

論点VI: 財政調整(州間、市町村間)はどこが担うべきか?

水平的財政調整制度の導入: 財源は州共有税で

オーストラリアのGST(Goods and Service Tax) 交付金が参考に。



州の代表からなる財政調整委員会で配分を決定